

## 令和8年度県税収納金搬送業務委託契約書（案）

### 1 委託業務の名称

令和8年度県税収納金搬送業務委託

### 2 履行期間

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

### 3 契約履行の場所

搬送元・大分県税事務所自動車税管理室

大分県大分市大津町3丁目4番13号

搬送先・大分銀行本店窓口 大分県大分市府内町3丁目4番1号

・大分銀行本店夜間金庫 大分県大分市府内町3丁目4番1号

### 4 委託金額

¥

円-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ -)

令和8年 4月分 円

令和8年 5月分 円

令和8年 6月分 円

令和8年 7月分 円

令和8年 8月分 円

令和8年 9月分 円

令和8年10月分 円

令和8年11月分 円

令和8年12月分 円

令和9年 1月分 円

令和9年 2月分 円

令和9年 3月分 円

### 5 契約保証金

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第5条第3項第9号の規定により免除

上記業務の委託について、委託者 大分県知事 佐藤 樹一郎 を甲とし、受託者  
を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別添の業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）

内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、もしくは打ち切ることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間の延長）

第6条 乙はその責めに帰することができない理由により、委託期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、委託期間を延長するものとする。

（損害の負担）

第7条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

3 乙は、本契約の履行にあたり、不慮の事故等により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第8条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第12条第3項に規定する委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(機密保持)

第9条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

(2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(業務報告)

第11条 乙は、毎月の業務報告を収納金搬送業務報告書（第1号様式）により翌月10日までに甲に報告しなければならない。

(委託金額の支払)

第12条 乙は、前条の規定による報告に基づく甲の確認を受けたのち、委託金額の月額を支払を請求するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料の支払いを請求するときは、請求書（第2号様式）を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 乙が本契約により甲に引き渡した成果物について、甲が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は

乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

- 2 成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。
- 3 成果物について契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。
- 4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不相当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。
- 5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

#### (契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (2) 仕様書に定める体制等に違反したとき。
- (3) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。
- (5) 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があつたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙に対して委託料を交付しないものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認められたときは、委託業務の一部完了部分の報告を乙に請求することができる。この場合において、甲はその一部完了額を支払うものとし、その支払金額は甲乙協議して定めるもの

とする。

(違約金)

第15条 乙の責めに帰すべき事由又は第13条第2項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間までに納付しなければならない。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第16条 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。

(1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2か月以上残存していること。

(2) 当該変更額が、変動前契約金額（契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後契約金額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前契約金額の1000分の10を超える額であること。

3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、乙は当該決定に同意したものとみなす。本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号

大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

第1号様式（第11条関係）

収納金搬送業務報告書

令和 年 月 日

殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付けで締結した県税収納金搬送業務委託契約について、令和 年 月分の委託業務が完了したので、委託契約書第11条に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

令和 年 月分 封緘バッグ授受簿（写し）

第2号様式（第12条関係）

請 求 書

〒

—

令和 年 月 日に締結した県税収納金搬送業務委託契約について、上記のとおり令和 年 月分を請求します。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

殿

振込先 銀行 支店 （普通・当座）No.  
名義 カタカナ

## 機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の取得の範囲と手段)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得たうえで、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (安全管理措置)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。

4 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、契約時に甲に書面（様式1）で届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様に、変更前に届け出るものとする。

5 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

- 6 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。
- 8 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
  - (2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
  - (3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
    - ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置
    - イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
    - ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置
  - (4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。
  - (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
  - (6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(返却及び廃棄)

第7条 甲から引き渡された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面（様式2））を甲に提出しなければならない。また、第1項の機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も甲に書面（様式2）により報告しなければならない。
- 6 乙は、委託業務完了後も第1項の機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続

き保有・利用する必要がある場合は、甲に書面（様式3）により申請の上、甲の書面（様式4）による承認を受けなければならない。

7 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。  
（責任体制の整備）

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（業務責任者及び業務従事者の監督）

第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、契約時に書面（様式1）で甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に、変更前に報告するものとする。

2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。  
（派遣労働者）

第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（教育の実施）

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

（意見聴取）

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

（知的財産権）

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

（対象外）

第14条 甲及び乙は、次のいずれかに該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければ

ならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

第17条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務において第7条第1項の機密情報・個人情報を取り扱う場合は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査(書面)報告書(様式5)により監査、調査等(以下「実地検査」という。)をするものとする。

3 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合は実地検査を書面報告に代えることができる。なお、乙から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

- (1) 乙がプライバシーマーク又は ISMS (JISQ27001 (ISO/IEC27001) の認証を取得している場合
- (2) 乙の作業場所について、セキュリティ対策として乙の従業員以外の立ち入りを禁止している場合
- (3) 乙の作業場所が県外等の遠隔地にある場合
- (4) 甲から乙に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合すること

ができない程度の匿名化処置を講じている場合

(5) が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う個人情報の人数が100人未満の場合

(6) 契約期間が1箇月以内、かつ、甲が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合

(様式 1 第 6 条及び第 9 条関係)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る作業場所及び業務  
責任者・従事者の報告（変更）について

年 月 日付けで契約を締結した令和 8 年度県税収納金搬送業務委託  
に係る機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第 6 条第 4 項及び第 9 条第  
1 項に基づき、機密情報・個人情報を取り扱う作業場所、業務責任者及び業務  
従事者について、下記のとおり報告します。

記

1 作業場所

--

2 業務責任者

所属・役職	氏名	連絡先

3 業務従事者

所属・役職	氏名

(様式2 第7条関係)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る  
機密情報・個人情報の廃棄・消去について

年 月 日付けで契約を締結した令和8年度県税収納金搬送業務委託に係る機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第7条第5項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 甲に帰属する機密情報・個人情報の取扱いの有無 ( 有 ・ 無 )
- 2 機密情報・個人情報について下記のとおり廃棄・消去

	内容	備考
情報項目		
媒体名		
数量		
廃棄・消去の方法		
責任者		
廃棄・消去年月日		

※1が「無」の場合、2の記載は不要

※廃棄・消去を外部に委託した場合は、その証明書を必ず添付すること。

(様式3)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

年 月 日付けで契約を締結した に係る  
機密情報・個人情報について、下記のとおり引き続き保有・利用したいため、申請  
します。

記

1 継続保有・利用 の理由	
2 情報項目	
3 業務責任者・作 業場所(予定)	
4 保有・利用の継 続期間(予定)	

※記載内容は、契約内容に応じて適宜修正すること。

(様式4)

年 月 日

様

大分県知事

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

年 月 日付けにて申請のあった上記の件については承認します。

機密情報・個人情報の取扱いについては「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、必要且つ適正な措置を講ずるようお願いします。

なお、機密情報・個人情報を引き続き保有・利用する必要がなくなった場合は、特記事項第7条第2項に基づき、速やかに機密情報・個人情報を廃棄又は消去し、同条第5項に基づき、廃棄又は消去した旨の証明書を提出するようお願いします。



# 令和 8 年度県税収納金搬送業務委託仕様書

## 1 目的

県税収納金の搬送事務について、県税事務の効率化及び安全性の確保を図るため、県税収納金搬送事務を委託する。

## 2 業務履行に際しての要件

- (1) 搬送元から県税収納金、有価証券、県税払込書、領収済通知書、自動車税納付書兼領収済通知書、領収済入力票、領収証書、現金払込票、収納済通知票、現金払込領収書及び税金・公共料金等払込票（以下「県税収納金等」という。）を預かり、当日中に定められた夜間金庫又は翌開庁日午前中までに定められた金融機関窓口へ紛失、盗難等の事故が生じないよう安全確実に搬送すること。

なお、搬送先は契約締結時に夜間金庫又は金融機関窓口のどちらか一方に確定させるものとし、契約期間中の変更を認めない。ただし、令和 9 年 3 月 31 日の業務については、当日中に定められた夜間金庫に搬送することとする。

- (2) 受託者は、事前に本業務に従事する職員名簿（以下「従事者」という。）を提出すること。
- (3) 使用する車両 1 台につき、従事者 2 名以上乗車の上、本業務を遂行することとし、うち 1 名以上は警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 1 条第 6 号に規定する貴重品運搬業務に係る検定の検定合格警備員であること。

なお、本業務に使用する車両は、現金輸送のために架装された車両を使用すること。

- (4) 搬送途中の事故等により受託者が大分県に損害を与えた場合、受託者が大分県に賠償する金額は、1 日につき 5 千万円を限度とする。

なお、賠償する金額は、搬送元に保管されている書類等から確認する金額とする。

## 3 業務内容

- (1) 夜間金庫を採用する場合

- ① 委託者は県税収納金等を確認の上、封緘バッグに収納し、施錠する。
- ② 従事者は身分証明書及び検定合格証明書を提示し、委託者の確認を受けてから、封緘バッグの引き渡しを受けるとともに、夜間金庫用封緘バッグ授受簿（以下「夜間金庫用授受簿」という。）の受領欄に署名等をする。
- ③ 従事者は封緘バッグを当日中に定められた金融機関の夜間金庫に投函し、受領レシートを受け取る。
- ④ 従事者は翌開庁日に受領レシートを委託者へ提出し、夜間金庫用授受簿の受領欄に署名等を受け取る。

(2) 金融機関窓口を採用する場合

- ① 委託者は県税収納金等を確認の上、封緘バッグに収納し、施錠する。
- ② 従事者は身分証明書及び検定合格証明書を提示し、委託者の確認を受けてから、封緘バッグの引き渡しを受けるとともに、窓口用封緘バッグ授受簿（以下「窓口用授受簿」という。）の受領欄に署名等をする。
- ③ 従事者は封緘バッグを翌開庁日午前中までに定められた金融機関窓口へ搬送し、金融機関窓口職員に引き渡し、窓口用封緘バッグ送達伝票の金融機関受領欄に署名等を受ける。
- ④ 従事者は委託者に窓口用封緘バッグ送達伝票を提出し、金融機関受領欄の確認を受け、窓口用授受簿の受領欄に署名等を受ける。

4 業務期間及び引き渡し日時等

- (1) 業務期間は、契約期間のうち月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。）とする。
- (2) 業務期間につき、大分県税事務所自動車税管理室に午後4時45分～午後5時15分（毎月、最終開庁日は午後4時45分～午後5時30分）までの間に到着の上、県税収納金等の引渡しを受けること。

## 夜間金庫用封緘バッグ授受簿

分

令和 年 月 分

日付	時間	委託者 ↓ 受託者 バッグ 個数	受託者 ↓ 委託者 投函シート	受託者 受領欄 (署名等)	委託者 受領欄 (署名等)
1	:				
2	:				
3	:				
4	:				
5	:				
6	:				
7	:				
8	:				
9	:				
10	:				
11	:				
12	:				
13	:				
14	:				
15	:				

日付	時間	委託者 ↓ 受託者 バッグ 個数	受託者 ↓ 委託者 投函シート	受託者 受領欄 (署名等)	委託者 受領欄 (署名等)
16	:				
17	:				
18	:				
19	:				
20	:				
21	:				
22	:				
23	:				
24	:				
25	:				
26	:				
27	:				
28	:				
29	:				
30	:				
31	:				

## 窓口用封緘バッグ授受簿

分

令和 年 月 分

日付	時間	委託者 ↓ 受託者 バッグ 個数	送達伝票 持ち込み バッグ 個数	受託者 受領欄 (署名等)	委託者 受領欄 (署名等)
1	:				
2	:				
3	:				
4	:				
5	:				
6	:				
7	:				
8	:				
9	:				
10	:				
11	:				
12	:				
13	:				
14	:				
15	:				

日付	時間	委託者 ↓ 受託者 バッグ 個数	送達伝票 持ち込み バッグ 個数	受託者 受領欄 (署名等)	委託者 受領欄 (署名等)
16	:				
17	:				
18	:				
19	:				
20	:				
21	:				
22	:				
23	:				
24	:				
25	:				
26	:				
27	:				
28	:				
29	:				
30	:				
31	:				

## 窓口用封緘バッグ送達伝票

分 令和 年 月 日 引渡分

日付	時間	持ち込みバッグ 個数	金融機関 受領欄 (署名等)
令和 年 月 日	:		